

和歌山県県土整備部施工体制点検特別調査班（施工体制Gメン）
立入調査実施要領

（目的）

第1条 この要領は、「建設業法」（昭和24年法律第100号）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）に基づき、県が発注した建設工事の施工現場への立入調査の実施に関して必要な事項を定め、監督職員等が行っている点検を補完し、更なる工事現場の適正な施工体制の確保を図り、良質な公共事業の推進及び不良不適格業者の排除を目的とする。

（立入調査実施体制）

第2条 立入調査は、班長及び調査員から編成される調査班により行うものとする。

2 調査班の班長及び調査員は技術調査課職員をもって構成するものとするが、調査員においては、必要に応じ発注機関の職員を加えることができるものとする。

（立入調査の対象）

第3条 立入調査の対象は、和歌山県農林水産部及び県土整備部が発注した全ての工事を対象とする。

（調査の方法）

第4条 立入調査は、工事の施工現場に立ち入ることにより行うものとする。

2 前項の施工現場への立入調査により、次のいずれかに該当し特に必要があると認められる場合は、当該工事の請負業者の営業所等に対しても立入調査を行うものとする。

- (1) 配置技術者に疑義があると認められる場合
- (2) 施工体制台帳及び施工体系図に照らして現場の実態が異なると認められる場合
- (3) 一括下請けの疑いがあると認められる場合
- (4) その他特に必要があると認められる場合

3 立入調査は、「立入調査点検表」（様式1及び様式2）に基づき、それぞれの項目について、行うものとする。

4 立入調査により不適切な事項が発見され、特に必要があると認められる場合は、書類の写しの徴取及び写真撮影を行うものとする。

(立入調査の拒否)

第5条 正当な理由が無く、立入調査を拒否した場合は、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱により入札参加資格停止の対象とするものとする。

(業者指導)

第6条 建設業法等及び設計図書に照らして不適切な事項があった場合は、「指導書」(様式3)により指導するものとする。

2 前項において特に必要があると認められる場合は、立入調査後に「改善勧告書」(様式4)により改善を勧告するものとし、期日を定めてその改善状況または改善結果の報告を「改善状況・改善結果報告書」(様式5)により求めるものとする。

3 第1項における「指導書」が交付され、1年以内にさらに「指導書」が交付された場合、又は第2項における「改善勧告書」が交付された場合は、和歌山県建設工事入札参加資格認定者格付け基準及び発注基準に基づくランクダウンの措置を行うものとする。

4 第1項において、特に悪質と認められる場合及び第2項において改善が見られない場合もしくは指定期日までに報告書の提出がない場合は、建設業法に基づく処分を検討するものとする。この場合において、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、技術調査課長に報告するものとする。

(その他)

第7条 技術調査課と発注機関は、情報を速やかに共有する等密接な連携を図るものとする。

附則

この要領は、平成16年10月 1日から施行する。

この要領は、平成17年 4月12日から施行する。

この要領は、平成21年 8月10日から施行する。

この要領は、平成23年 8月26日から施行する。

この要領は、平成27年 9月 2日から施行する。

この要領は、平成28年 6月 1日から施行する。

この要領は、令和 5年 5月22日から施行する。

(様式1)

施工体制Gメン 立入調査点検表(現場)

調査実施日		調査班長	
調査員		調査員	
調査員		調査員	
工事番号		許可番号	
工事名		請負会社	
工事場所		請負金額	

項目	点検事項	請負代金額が4,000万円未満の工事		請負代金額が4,000万円以上で下請契約の総額が4,500万円未満の工事※1		下請契約の総額が4,500万円以上の工事※2	
		□ 該当	□ 該当	□ 該当	□ 該当	□ 該当	□ 該当
現場代理人の常駐性	1 提出された書類に記載されている現場代理人と同一人物か	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
	2 現場代理人は現場に常駐しているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
主任技術者の専任性	3 提出された書類に記載されている主任技術者と同一人物か	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	—	—
	4 主任技術者は現場に専任しているか	—	—	□ 適	□ 不適	—	—
	5 主任技術者は当該工事の施工方法を説明できるか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	—	—
監理技術者の専任性	6 監理技術者資格者証を携帯しているか	—	—	—	—	□ 適	□ 不適
	7 提出された書類に記載された監理技術者と同一人物か(提出された書類に記載された主任技術者と同一人物か)JV時	—	—	—	—	□ 適	□ 不適
	8 監理技術者は現場に専任しているか(主任技術者は現場に専任しているか)JV時	—	—	—	—	□ 適	□ 不適
	9 監理技術者は当該工事の施工方法を説明できるか	—	—	—	—	□ 適	□ 不適
下請負い業者の適格性	10 下請負い金額が4,000万円以上の場合下請負人の主任技術者は専任か ※3	—	—	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
	11 当該工事の施工方法を説明できるか	—	—	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
施工体制台帳の備付け	12 施工体制台帳は現場に備え付けられているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
	13 必要な事項が記載されているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
	14 請負契約書等必要書類があるか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
施工体系図の掲示	15 現場の見やすい場所に掲示しているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
	16 必要な事項が記載されているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
施工体系図等と施工実態の一致	17 記載された下請負人は実態と一致しているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
	18 記載された下請負人の工事内容が実態と一致しているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
法律に定められた建設業許可標識等の掲示	19 建設業の許可票は公衆の見やすい場所に掲示しているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適
	20 建退共の標識、労災保険関係成立票は現場の見やすい場所に掲示されているか	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適	□ 適	□ 不適

総合所見

※1 建築一式の場合は請負代金額8,000万円以上で下請負契約の総額が7,000万円未満の工事

※2 建築一式の場合は下請負契約の総額が7,000万円以上の工事

※3 建築一式の場合は下請負代金額8,000万円以上

(様式2)

施工体制Gメン 立入調査点検表(営業所)

調査実施日		調査班長	
調査員		調査員	
調査員		調査員	

工事番号		許可番号	
工事名		請負会社	
調査場所		請負金額	

※第4条第2項の各号に該当する点検事項のみ調査するものとする。

点検事項		チェック欄		
1	下請契約の締結状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
2	不当な資材購入等の強制	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
3	下請負人への前払金の支払状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
4	下請負人への出来形払い状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
5	下請工事の検査・引渡し状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
6	下請負人への完了払い状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
7	下請負代金支払いの適正性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
8	主任(監理)技術者の常勤性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
9	主任(監理)技術者の専任状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
10	一括下請け	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
11	営業所専任技術者の常勤性	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
12	営業所としての実態の状況	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適
13	標識(許可票)の掲示	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 不適

総合所見

--

(様式3)

指 導 書

令和 年 月 日

様

貴殿が施工する和歌山県発注工事 (工事名) に
係り、本日実施した立入調査において、下記の改善すべき事項がみとめられ
ところである。

については、指摘された事項については、早急に改善を図られるよう指導する。

記

○和歌山県 調査職員

(氏名)

○請負業者

(氏名)

(様式4)

改善勧告書

技 第 号
令和 年 月 日

様

和歌山県 県土整備部長

貴殿が施工する和歌山県発注工事 (工事名) に係り、去る令和 年 月 日に施工現場等への立入検査を実施したところ、別紙記載の改善すべき事項が認められたところである。

については、これの改善のための適切な措置を早期に講じるとともに、その改善状況または改善結果を令和 年 月 日までに和歌山県県土整備部技術調査課まで別紙様式により報告されたい。

なお、上記期日までに報告がない場合もしくは改善がみられない場合は、建設業法第28条に基づく処分等を講じることがあるので、その旨申し添える。

(別紙)

勸告事項	改善状況・改善結果

(記載欄が不足する場合は別紙とすること。)

(様式5)

改善状況・改善結果報告書

令和 年 月 日

和歌山県 県土整備部長 様

(所在地)

(商号または名称)

(代表者)

印

令和 年 月 日付け技第 号で改善勧告のありました事項について、その改善状況、改善結果を別紙のとおり報告します。